

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、ミシン縫製作業等の業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日作業中に上司から胸を捕まれる等の出来事があり、翌日以降自宅静養した。その後、事業主及び上司が謝罪に訪れる等して職場復帰した。事業所は再発防止のため請求人と上司の間に仲介人を配置するなどし、その後も請求人は就労していたが、平成〇年〇月〇日過呼吸になり、翌日〇病院を受診したところ、「適応障害」と診断され、同日以降、療養及び休業を行った。

請求人は、本件疾病は業務によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

審査請求代理人（以下「代理人」という。）は、審査請求書において、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

本件請求人の精神疾患の原因となったセクシュアルハラスメント(以下「セクハラ」という。)の実態は3年以上にわたり複数の加害者から恒常的に受けていたものである。3年以上の長期間に及ぶ執拗なセクハラ行為と、請求人自身の未成熟、経験不足が相まって、請求人は精神疾患の引き金となる非常に強度な心理的負荷を負ったものである。

また、会社の本件に対する配慮は不十分で、セクハラ被害という出来事に伴う変化は非常に過重なものであったといえる。さらに、請求人の精神障害は、個体側要因もしくは職場以外の心理的負荷に起因するものではない。

よって、請求人の精神障害が業務上のものであることは明らかである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

#### (1) 発症時期

請求人はICD-10 診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を、平成〇年〇月〇日に発症したと認められる。

#### (2) 業務による心理的負荷の評価

セクハラ行為を受けたという出来事は、判断指針の別表1の出来事の類型「対人関係のトラブル」、具体的出来事「セクシュアルハラスメントを受けた」に該当し、その平均的心理負荷の強度は「Ⅱ」である。

当該出来事以前から言葉のセクハラとして上司から「太っている」「痩せなさい」等言わ

れていたものの、請求人からは「はげ」等のやりとりがあり、請求人と上司は普段から仲が良くお互いに叩き合ったりしていた状況を踏まえ、特段の修正は行わず「Ⅱ」と評価した。

発病が出来事と同時期のため、出来事後の状況が持続する程度については特筆すべき事項は見当たらず、よって過重性は認められない。

### (3) 結論

以上により、心理的負荷の強度の総合評価は「弱」と判断され、精神障害を発病させるおそれのある程度の強い心理的負荷とは認められないことから、本件精神障害は業務による心理的負荷が主因となって発病したものと認められないものである。

## 4 審査官の判断

### (1) 発症時期

請求人は平成〇年〇月〇日に ICD-10 診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を発病したものと推察される。

### (2) 業務による心理的負荷の評価

請求人は少なくとも平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間、事実上の上司から、継続して頻繁に胸や尻を触られるというセクハラを受けていたことが挙げられる。この出来事を判断指針の別表 1 に照らせば、出来事の類型として「対人関係のトラブル」、具体的な出来事としては「セクシュアルハラスメントを受けた」が適用され、その平均的な強度は「Ⅱ」である。

審査請求時に提出のあった、請求人の手帳の記載からは、請求人がこの出来事によって強い心理的負荷を受けていたことが窺われる。また、当初の監督署での調査時点では、請求人と加害者とは普段から仲が良かったと認定されているが、請求人は、セクハラを受けていた事実を誰にも打ち明けることができずに我慢し、表面的には仲良く振る舞っていたにすぎないものと推察される。これらのことから、請求人は、この出来事によって強い心理的負荷を受けていたことが窺われ、強度を「Ⅱ」から「Ⅲ」に修正することが相当と判断される。

出来事後の状況が持続する程度の検討では、出来事が約 2 年 4 か月持続していたこと、また、その間、事業主が職場におけるセクハラを防止するために講じなければならないとされている措置、すなわち事業主の方針の明確化及びその周知・啓発、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等の措置が講じられていなかったことを踏まえ、職場の支援・協力等が欠如していたと認められることから、出来事後の状況が持続する程度は、相当程度過重であると認められ、業務による心理的負荷の総合評価は「強」と判断する。

### (3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の心理的負荷の状況は特筆すべき事項は認められない。

個体側要因については、特段の問題は認められない。

### (4) 結論

以上より請求人の受けた業務による心理的負荷は「強」と判断され、精神障害を発病させるおそれのある程度の強い心理的負荷であると認められ、かつ特段の業務以外の心理的負荷、個体側要因が認められないことから、本件精神障害は業務による心理的負荷が主因となって発病したものと判断される。

したがって、監督署長の療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当でなく、取り消されるべきである。